

第164回通常国会

文教科学委員会 16号 2006.6.6

林久美子君 民主党の林久美子でございます。

先週に引き続きまして質問をさせていただきたいと思えます。

先週は、子供の安全という観点から、保険の関係についてお伺いをしたんですが、じっくりと議事録を読み返してみますと、きちっとお答えいただけていないところというのでも幾つかございまして、まず冒頭、そうした点について確認をさせていただきたいと思えます。

それでは、まず大臣にお伺いをいたします。

大臣は、先週の委員会で、地方裁量型こども園が日本スポーツ振興センターの災害共済給付業務の加入対象とならない理由として次のように御答弁をされました。国が認定をするという基準を定めたものは地方裁量型以外の三種類でございまして、地方裁量型は地方が裁量を持って認定をするからでございまして、したがって、それに対しての基準というのは地方が定め、そして地方が責任を持つべきものでありますので、国がその保険料の一部を持つというような形にはならないわけでございますと、このように御答弁をされました。

この法案が通りますと、大臣、既に御存じかと思えますが、三条の四号によりまして、文科大臣と厚労大臣が協議をして施設の設備及び運営に関する基準を策定すると。この基準は、先ほど来議論がありましたように、これが認定要件のベースになるということであると思えます。

先週の大臣の御答弁は私の理解と随分と異なっておりまして、確認をさせていただきたいんですが、大臣が協議をして定められるこの基準というのは幼保連携型、幼稚園型、保育所型の三類型のみを対象とするものであるのか、地方裁量型については別の基準が地方によって作られるということであるのかどうかということを確認させていただきたいと思えます。もしそうであるのであれば、前回のこの委員会における質疑で、認定要件について安全を盛り込むとおっしゃっていたことも、これはほごになるという、地方裁量型に関してはほごになると、ほごされるということかと思えますけれども、大臣、明快な御答弁をお願いいたします。

国務大臣（小坂憲次君） 指針に書き込む厚労相との協議内容については、四類型すべてでございまして。

林久美子君 ということは、大臣、ちょっと御答弁の中でいささか表

現上間違いがあったということによろしいんでございますね。ですね。

もう一つ、大臣、確認をさせていただきたいと思います。

先週の質疑の中で私は大臣に、地方裁量型こども園の場合は民間の保険を活用していくことを基準として示すという方針を大臣はお示しになりました。具体的には、国はそういう任意保険に加入することを指針の中で明確に述べて、そしてそれを参酌する地方公共団体が定める基準に従ってやる場合ですが、その基準においても任意保険に加入していることを認定の条件にしてもらうようにすると答弁をされました。これに対して、私は、では保険にきちっと入っていないところは一か所たりとも認定を許さないということによろしいんですねと確認をさせていただいたんですが、これはきっと答弁漏れであると思うんですが、これに対するお答えをいただいていませんので、この点について、一か所たりとも保険に入っていない場合は認定を許さないのかどうか、御答弁をお願いいたします。

国務大臣（小坂憲次君） 私どもの指針においては、特に地方裁量型について今お話がございました。民間保険の利用について国の指針として定めるのは都道府県の認定基準に盛り込まれるということだが、認定基準に盛り込まれた内容に適合する保障の仕組みが準備できていない施設、これは認定を受けることができないのかという、すなわち認可しないのかと、認可しないということでございます。したがって、保険に入っていないところは認定をされない、こうなります。

林久美子君 ありがとうございます。

そして、先日調査をお願いしておりました認可外の保育施設における保険の加入状況でございますが、認可外保育所は現在全国で七千百七十六施設あるというふうに伺っております。そのうち、地方の単独事業によって助成のある認可外保育施設というのが一千九百か所、そして、そのほかのおよそ五千余りが助成を受けていない認可外保育施設であるというふうに伺っております。

前回の議論を受けまして、厚生労働省の方に実態を調べていただきましたが、要は正確に把握をしてもらっしやらないと。慌てて都道府県にいろいろと確認を取っていただいて、短時間に数は調べていただいたんですけども。

いただいた結果によりますと、地方単独事業で助成を受けている認可外施設千四百九十七か所につきましては、これらの施設の任意保険の加入状況は九八・九%というお答えをいただきました。一方、助成のない

認可外保育施設については、二千九百七か所について調査をいただきまして、これ大都市とか中核市が多かったんですが、もうちょっと地方も調べてくださいということをお願いをしましたが、そして調べていただくと、加入率は九一%でございました。この助成を受けていない認可外保育施設の保険の加入状況を個別に見ていきますと、高いところでは一〇〇%というのもあるんですが、一方で加入率三七・九%という自治体もございます。

こうした保険の加入につきましては児童福祉法や児童福祉法施行規則で定められていて、ただ、これはあくまでも届出をしてくださいという定めでありまして、加入をしてくださいという規定にはなっていないわけです。ということは、加入をしてくださいというふうになっていないからどうしても格差が付いてしまっていると、正にこれが現状であるというふうに思います。

ですから、重ね重ね申し上げておりますように、やはり国が新しくつくったこの認定こども園という制度でございますよね。確かに認定をするのは都道府県です。しかしながら、国が制度をつくった認定こども園というのにおいて、四類型すべてにおいて、やはり国が一定資金を出して保険という面で万が一のときの保障の体制というのはつくっておくことが重要であるというのを思っておりますので、この点について改めていかがお考えかということが一点でございます。

それともう一点、時間がございませんのでちょっとまとめて伺いたいと思いますが、これは銭谷政府参考人をお願いをしたいと思います。

要は、前回の議論でも、地方裁量型こども園のベースとなっている認可外保育施設というのは、現在日本スポーツ振興センターの保険の対象にはなっていないわけですね。しかしながら、先ほど御紹介したように、随分と加入率には格差があると。こういう状況の中で、なぜ私は認可外保育施設を日本スポーツ振興センターの共済給付業務の加入対象にできないんですかとお伺いをいたしましたら、銭谷局長は、要するに、現状についての御答弁は下さったんですが、なぜ加入対象にできないのか、その理由についての御答弁をいただけませんでしたので、この点について御答弁をお願いをしたいと思います。

[政府参考人（銭谷眞美君）](#) 認定こども園のうち地方裁量型の施設が現在日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象から外れている理由は何かということでございますけれども、この認定こども園というのは、多様な利用者のニーズに対しまして果たすべき機能に着目した認

定制度を設けるものでございます。認定を受けたことによりまして認定の対象となった幼稚園、保育所等の施設自体の法的な地位に変更が生じるものではないということでございます。

したがいまして、現在日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象には幼稚園と保育所が対象になっているわけですが、この認定こども園となる地方裁量型の施設はあくまでも法的な地位としては幼稚園、保育所の施設そのものではないと、法的にはそういうことでございますのでスポーツ振興センターの災害共済給付の対象にはならないということでございます。

なお、先ほど大臣の方からも御答弁がございましたけれども、万一の事故の際の補償が地方裁量型の認定こども園についても適切に行われるよう国の指針として民間の保険の利用について定め、各都道府県の認定基準の中に盛り込まれ、すべての地方裁量型の認定こども園がそういう保険に入るようにこれはしてまいりたいと思っております。

[林久美子君](#) 何度伺いましても、要はベースが幼稚園でもなく保育所でもないからだということで、だから加入対象にはならないんですと、現状について述べていただいているにすぎないわけですね。その理由は何なのかという部分についてはやはりきちっと御答弁をいただけないと。

要は、元々、災害共済給付制度というのが、学校安全会というふうに言われたように、学校のみを対象として発足しようとした制度であると。しかしながら、当時の厚生大臣から保育所も加えてほしいという話があって、公立あるいは認可保育所が制度の対象とされたと伺っています。しかし一方で、施設や設備、保育者の問題など基準を満たさない認可外保育所を加えることは、安全確保に関しては水準が懸け離れているから災害共済給付制度の対象としてこられなかったわけです。

先ほど佐藤委員の方から幼稚園と保育所の事故率のお話がございましたけれども、これもちょっと厚労省の方に調べていただきましたら、保育施設における死亡件数というのは、十二年度から十七年度まで合計でちょっと調べてもらったんですが、認可保育所が十八件、認可外保育施設は四十三件となっています。その母数の問題もありますので一概に乱暴な議論はできないわけですが、数としては明らかに認可外保育施設における死亡事故の方が多という現状があるわけです。

今回の認定こども園につきましても、安全確保の水準が高められるというよりも、むしろ私は緩い方に広がっていくのではないかなという気

がしております。先ほど佐藤委員の方から幼稚園の認可の定員要件のお話がありましたけれども、私、後ほど面的な要件についても聞こうと思っていますけれども、人数だけいけばいいという話ではないと思っています。

現在、子供一人当たり必要とする面積は保育所と幼稚園では違うわけです。事前にお話を聞いていると、それは両方の基準を満たすのが望ましいけれども、低い方の保育所の基準でも構わないと事前にレクチャーを私はいただきました。そうしたことから、一体どれだけその危険度についての防御ができるかどうかという非常に問題もあると。

保険料というのは、やはりその水準であるとか危険度について保険料率とか料金というのが決まってくるわけでございまして、要は認可外保育施設を対象にして国が費用を持つなんということはできないというのが、私はやっぱりこれは本当の理由なんではないかなと思っているわけです。だから災害共済給付制度の対象にすることができないんじゃないでしょうか。御答弁をお願いします。

政府参考人（銭谷眞美君） なぜ日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象に地方裁量型の認定こども園がならないかという理由は、この日本スポーツ振興センターの災害共済給付が、あくまでもその施設に着目をいたしまして、その施設自体の法的な位置付けということを考えて今制度設計がなされているわけでございます。

現在、幼児期の教育・保育機関としては幼稚園と保育所が対象になっていて、それは、地方裁量型の施設というのは、そういう幼稚園、保育所という施設自体の法的地位がそれらとは異なるということが対象にならない理由でございまして。

林久美子君 要は、危険度に応じてとか安全の水準に云々というのではなくて、法的なそもそもの位置付けが幼稚園であり保育所であるというところによるものかということかと思いますが、もうそれでは先ほど来の答弁から一步も前に進んでいないということでございまして、この点については是非しっかりと、四類型を認定制度としてつくるわけですから、差別なく国がきちっと責任を持ってほしいと重ねてお願いを申し上げます。

正直言って、何回言っても進んでいきませんので、少しちょっと視点を変えてみたいと思います。

今回、幼稚園型こども園は、ベースは幼稚園であり学校であるわけですね。保育所型こども園は、ベースは保育所であり児童福祉施設である

と。地方裁量型は、要は地方の裁量によるもので、認可外保育施設であると。その部分は全く揺らがないというお話がこれまでの議論の中で明らかになっていると思うんですが、幼稚園は学教法の一条校でございますから、これちょっと私、教育基本法との絡みで御意見を伺いたいですけれども、教育基本法第八条第二項に定める規定、つまり、法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならないが適用されていると。言うまでもなく、教育の政治的中立性の確保でもありまして、教育の公共的性質を担保する重要な規定であるということは今さら申し上げるまでもございません。では、認定こども園はどうなるのか。幼稚園型こども園はこの対象に、法律に定める学校に当てはまると思いますが。

では、保育所型こども園はどうなるのでしょうか。あるいは連携型こども園、どうなるのでしょうか。あるいは地方裁量型こども園はどうなるのでしょうか。きちっとその点について、明確にお答えをいただきたいと思えます。

また、株式会社に関しまして、我が国は法人実在説を採用して、会社法人の政治活動を認めております。これとの折り合いはどのようになるのでしょうか。いずれ、これ、教育基本法の議論の中でも出てくると思いますが、ちょっと御答弁をお願いしたいと思います。大臣、お願いいたします。

国務大臣（小坂憲次君） 御指摘のように、法律に定める学校というのは、学校教育法の第一条に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、それから大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、そして幼稚園でございますね。

ですから、認定こども園の認定を受けた場合、幼稚園は入ります。しかし保育所は入りません。また、認可外保育施設も入らない、そのとおりでございます。

林久美子君 法人実在説、法人実在説の方。株式会社の部分。

国務大臣（小坂憲次君） 法人立の……

委員長（中島啓雄君） もう一度。

林久美子君 だから、会社法人の……

委員長（中島啓雄君） ちょっと、ちょっと待って。

国務大臣（小坂憲次君） 済みませんが、もう一度ちょっとお願いします。

林久美子君 二点目は、会社法人については政治活動が認められてい

るということでございます、要はこの法人実在説によってですね。で、なった場合に、これとの絡みは、要するに認可外の保育施設は株式会社ができるわけですよ。地方裁量型は株式会社が経営をしているわけですよ。

この点について、地方裁量型のこども園については政治活動ができるんですか、できないんですかということをお伺いしている。

政府参考人(銭谷眞美君) 教育基本法では、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」というふうに規定をしているわけでございます、法律に定める学校になった場合は、この教育基本法の政治教育に関する規定の適用があるというふうに考えております。

林久美子君 だから、そんなことを聞いているのではなくて、だから、要するに認定こども園というのは就学前の子供たちに教育と保育を行う施設ですよ。しかしながら、法的な位置付けはこれまでと全く変わっていないから、こうした教育基本法との議論になったときに、要するに、法律に定める学校という範疇に入ってくるものとかないものが出てくるということなわけですよ。同じように教育の目的、指導上のねらいという中でやっていく中で、その母体が何かによって政治活動までも大きく変わってくると。それを認めるんですか、認めないんですかと、それでいいんですか、整理ができていると言えるのですかということを確認をしているわけです。

多分、これ事前のレクチャーでもお話を聞かせていただいたときに、文科省の方と厚労省の方が来てくださったんですが、片方の方は、ああ、そこまで考えていませんでしたと、これから勉強しますということをおっしゃっていました。これで推進室をそれぞれつくって、本当に連携が取れるのかと。本当に子供たちにとって最善の利益のためにいい教育、保育ができるのかといえ、もう今の段階でこれだけばらばらなわけですからね、理解も認識も、私は非常に難しいというふうに思っています。またこれは後々じっくりとお伺いさせていただきたいと思っております。

では、時間もございませんので、前回お願いをされていて伺うことができませんでした内閣府への一元化についてお伺いをいたします。

前回の中で、町村元文部科学大臣の御発言も引用させていただいたわけですが、実際にモデル事業に取り組みされた施設の方も、幼稚園も保育所もやっていることは同じなんだからもう絶対一本にしてほしいということをおかなり強くおっしゃっていらっしやいました。実は、そ

の方が、内閣府の規制改革・民間開放推進会議に係る集まりで、総合施設のモデル事業に取り組んだ施設の代表としてヒアリングを受けた。その中で、内閣府の方が、文科省と厚労省というふうに二つに分かれているのではなくて、内閣府の下で一つにした方がいいかもしれませぬとおっしゃったと伺いました。

内閣府の方に伺います。

こうした意見を聞く場があったのか、どのような意見が出されたのか、お伺いしたいと思います。副大臣、お願いします。

副大臣（山口泰明君） 御指摘の作業部会は、平成十八年の四月の三日に開催をされました重点事項推進ワーキンググループの保育分野のサブワーキングのことと承知をしております。しかしながら、そのような発言が規制改革・民間開放推進会議側及び内閣府側からあったという事実はないということでございます。

会合は、規制改革・民間開放推進会議の本年度の検討課題である保育分野の規制改革について関係者から意見を聞く目的の下、開催されたものでありまして、規制改革・民間開放推進会議の平成十八年度の運営方針においては、各ワーキンググループで関係府省庁からヒアリングを行う場合、その公開により円滑な運営に支障がある場合等を除き議事録及び配付資料等は原則公開するとされているところ、御指摘の会議については、議事録を公開するとした場合、ヒアリング先から自由な意見の開陳をいただけないおそれがあったことから非公開としており、それで出された御意見の紹介は差し控えさせていただきたいと、こういうことでございます。

林久美子君 要は、この会議、議事録取っていらっしやらないんですよ。そういうことでよろしいんですよ。副大臣にお伺いいたします。

副大臣（山口泰明君） 会議を非公開としているものであるため、現時点で会議委員のチェックを経た正式な議事録はありませんが、ヒアリングの記録はございます。

林久美子君 その記録にはないということですか。

副大臣（山口泰明君） そういうことでございます。

林久美子君 分かりました。

ちょっとおかしいなとも思うんですが、実際にこの委員会のメンバーの方でも何人かそういう証言は聞いていらっしやる委員の方いらっしやると思います。まあ残っていないんならば仕方がないということでもございますけれども、私はそういうお話を伺いました。

この内閣府の下で一元化をするという構想について、内閣府自身としてどのように考えていらっしゃるのかということが一点と。

あともう一つ、このこども園の法案につきまして代表質問をさせていただいたときに、関係閣僚と密接に連携しながら制度の円滑な施行に努めてまいりますと猪口大臣も御答弁をされました。子供政策というのは多岐にわたるから、一元化をするのではなくて、そこで調整機能を果たすんだという趣旨の御答弁だったかと思うんですが、この認定こども園法案について内閣府はどのように調整機能を果たされたのか、併せて伺いをいたします。

副大臣（山口泰明君） お答えいたします。

この少子化対策には各府省に渡る幅広い施策を総合的に推進していく必要があります。全閣僚が参加をいたします少子化社会対策会議を中心に、政府を挙げて少子化対策に取り組んでいるところでございます。

認定こども園制度については、幼稚園に関しては小学校以上の教育行政、保育所に関しては地域の子育て支援などの福祉行政や働き方の見直しなどの労働行政を一体的に推進する必要があります。したがって、一つの省庁に所管を一元化するのではなく、文部科学省と厚生労働省が密接に連携し、関連分野も含め、きめ細かく対応していくことが効果的であると考えております。

また、内閣府は、政府の少子化対策全般を調整する役割を担っており、猪口大臣の下で関係省庁と連携しながら認定こども園制度の円滑な遂行にも努めてまいりたいと、こう思っております。

林久美子君 抽象的でよく分からないんですけども、実はこの法案についてちょっと内閣府の方と事前にお話をしましたときに、どういうふうにかかわっていかれるのですかというふうに伺いましたところ、今後、内閣府としては、評価、チェックをしていきたいというお話がございました。

今後、この認定こども園につきまして、内閣府として、どのような項目で、何をどのように、いつ評価をしていかれるのか、御答弁をいただきたいと思っております。お願いいたします。

副大臣（山口泰明君） 少子化対策大綱では、少子化社会対策会議を中心に、内閣を挙げて少子化の流れを変えるための施策を強力に推進をいたしまして、定期的に施策の進捗状況を点検するとともに、その結果に基づきまして必要な見直しを行うこととしております。このため、少子化社会対策会議の下で、今後、大綱及び子ども・子育て応援プランの

フォローアップを行っていく予定でございます。

こうした大綱やプランのフォローアップの中で、関係省庁とも連携を図りながら、認定こども園の評価やチェックについても適切に行ってまいりたいと考えております。

林久美子君 済みません、今必要な見直しを行うという御答弁ありましたが、どういった点について見直しを行われるのか、具体的に御答弁をいただきたいということが一つと、いつチェックをするのか、いつ評価をするのか、一年後なのか、二年後なのか、五年後なのか、御答弁をいただきたいと思います。

副大臣（山口泰明君） その状況を、現場を踏まえながら適時適切にやっていきたいと、こう思っております。

林久美子君 これでは内閣府が調整機能を果たしているとは言えないし、評価、チェックを行うなんていうことも、実情に応じて云々かんぬんということではなくて、子供たちの教育環境が懸かっているわけですから、もうちょっと責任を持って、特命担当大臣もいらっしゃるわけですから、取り組んでいただきたいと思います。

次に、監査、報告徴収等々についてお伺いをしたいと思います。

保育所には、毎年監査が実地により入りますね。これは児福法の四十六条に基づくものでございまして、また、それを補足する形で施行令三十八条でも定められています。一方、私立に関係する部分であるとか幼稚園は、私立の幼稚園は私立学校の振興助成法の関係でチェックはされていると、しかし、チェックのやり方はかなり違うわけですね。

教えていただきたいんですが、認定こども園、四類型あるわけですが、これに公立と私立を加えると、厳密に言えば六類型あるとも言えるかと思うんですが、それぞれどのような形で監査を行っていくのか、教えていただきたいと思います。

副大臣（馳浩君） まず、幼稚園と保育所に対する監査についてですが、幼稚園については、私立学校振興助成法に基づく補助を受ける幼稚園が私立学校振興助成法第十二条第一号に基づく検査、報告徴収の対象となります。保育所及び認可外保育施設については、公私立を問わず児童福祉法第四十六条第一項又は同法第五十九条に基づく検査、報告徴収の対象となります。

以上により、それぞれの類型ごとの認定こども園の監査について申し上げます。

幼保連携型については、公立の場合、児童福祉法上の検査等が、私立

の場合は児童福祉法の検査等と私学助成法の検査等が実施されます。幼稚園型については、私立の場合、私学助成法上の検査等が実施されます。公立型については、市町村が日常的にチェックをすることになります。保育所型については、公私立ともに児童福祉法上の検査等が実施されます。地方裁量型については、認可外保育施設に対し、児童福祉法上の検査等が実施をされます。また、本法案第八条第二項に基づき、都道府県知事が必要があると認めるときはすべての施設に対して必要な報告を求めることができるとなっております。

認定こども園については、施設の設置者の視点に立ち、極力これらの検査、報告徴収等が一体的に行われるように促すものとして考えております。

林久美子君 ありがとうございます。

要は、ばらばらなわけですね、その監査の内容とかです。例えば、書面だけ出したらいいところもあれば、実地検査を受けているところもあるわけですね。非常にばらばらであるというのが現状でございます。

今、法案の第八条についてちょっと触れていただきましたけれども、要はこれ、認定こども園の設置者は、毎年、文部科学省令、厚生労働省令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県に報告しなければならないというふうになっています。この法案そのものに評価についての規定がないわけですね。だからこれが、その八条というのが一定その代わりになるという側面があるんだと思いますが。

では、この中でうたっている報告しなければならないという内容について、どういう形で報告を求めるのか。書面によって報告を求めるのか、あるいは都道府県から、これまでの保育所型、幼稚園型、公立の場合は地方裁量型はというお話ありましたけれども、やはり認定こども園という一つの制度なわけですから、ひとしく同じような形できちとした形のチェックが入らなきゃいけない。この点について、具体的な内容をお示しいただきたいと思います。

副大臣（馳浩君） 本法案第八条に基づく報告徴収については、文部科学省と厚生労働省の共同省令において、報告書の提出期限や報告事項、具体的には保育に欠ける子供及び欠けない子供の利用状況、これらの子供に対する教育及び保育の実施内容、子育て支援事業の実施内容及び利用状況などを規定する予定でございます。

なお、本条に基づく報告徴収等の内容については、施設に対する実地検査までは想定しておりませんが、状況に応じて施設の了解を得た上で

実地調査を行うことは必要と考えております。

林久美子君 必要に応じて施設側の了解を得た場合にはという御答弁でございましたけれども、要は子供たちの教育環境が懸かっているわけですから、やはり、先ほども視察にできるだけ行ってくださいねって佐藤委員からもお話ありましたけれども、やはりきちんと実地で、現場に行ってチェックをしてもらうということは非常に大事だと思います。極論で言えば、書面なんて何とでもなるわけですからね。是非とも、ちょっとそういった点で前向きに御検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

国務大臣（小坂憲次君） 各法案提出時にはそれぞれの関係施設とか関係者の意見を聞く等の活動をしてきているわけございまして、幼保連携型につきまして、おおやた幼保園とか実際に見ておりますし、また、それ以外の小学校等につきましても逐次見ております。また、地元におきましても、幼稚園、保育園等、日ごろからのお付き合いの中で各行事にお邪魔をして、そういった保育園の経営についてのお話とか、幼稚園の園長さんの経営についての御相談とかも受けておるわけございませぬ。

そういった中のそういった知識も参考にしながら活動いたしておりますし、今後とも、委員の御指摘もありますし、更にいろんな現場主義で私も取り組んでまいりたいと存じます。

林久美子君 本当に現場主義で取り組んでいただきたいとは思いますが、すけれども、結局、このまま行くと保育所型をベースにしているところは実地検査を受けるんですよ。幼稚園型のところは、公立幼稚園なんて受けないわけですから、議会のチェックで云々かんぬんという話になって受けないわけですよ。

だから、そうではなくて、ちゃんと、大臣が現場主義を貫かれるのはいいですけども、そうあってほしいですけども、そうではなくて、現場で働いていらっしゃる例えば都道府県の方たちがきちっと一年に一回はチェックに行くんだと、自分たちが足を運ぶんだと、自らペンを持って確認をするんだということを御検討いただきたいとお願いを申し上げたわけでございます。

もう一度、改めてお答えをお願いいたします。

副大臣（馳浩君） 前向きに検討いたします。

林久美子君 どうもありがとうございました。

では、もうちょっと時間もございませんので、先ほど、ちょっと確認

なんです、児童票と要録は同じ書式に合わせるということによろしいんですよね。今の状況を見ますと、要録はかなり五領域についての達成度について書かれているんですが、児童票については家族構成と家の周辺の地図みたいな部分にとどまっているところもかなりあったり、内容が全然違うんです。そのスムーズな連携、小学校への連携という観点からもちろんと様式を合わせると。できれば細かく、私個人の思いとしては、五領域についてちゃんと触れる形で整えていただきたいと思うんですが、この点について、そろえるかそろえないか、一言でお答えいただけますか。

国務大臣（小坂憲次君） 幼保連携推進室におきまして、様式について今後検討してまいります、できる限り統一できるところを多くするように指導してまいりたいと存じます。

林久美子君 統一できるところを持ってきて寄せて組み合わせるのではなくて、ちゃんと一つのものを作らないと、小学校の先生も、先ほど佐藤委員おっしゃいましたけれども、困るわけですよ。地方裁量型あり、幼稚園型あり、保育所型ありで、みんな出てくるのがばらばらだったならそれは困る話であって、それはかちっと同じフォーマットでやっていただきたいとお願いを申し上げます。

最後、一点お伺いをいたします。先ほど少し触れさせていただきましたが、面的な要件でございます。

今回、認可の特例ということで、保育所の認可も十人、幼稚園の認可も十人ということに下げられました。しかし、子供の数だけいけばいいということではなくて、やはり子供たちの数にふさわしい面的な要件というのも必要ではないかなと考えています。幼稚園については幼稚園設置基準によって基準が定められておりまして、これは算式があるわけですが、ちょっと計算してみましたら、一学級当たり百八十平方メートル、最大で一学級三十五人でございますから、一人当たり少なくともおよそ五・一四平方メートル。三学級のときどうかなと計算をしてみると、一人当たりおよそ六・二平方メートル必要であるということです。一方、保育所の場合は、児童福祉施設最低基準で定められておりまして、二歳以上の幼児一人につき一・九八平方メートル以上とされています。要するに、保育所と幼稚園では子供一人当たり必要とされる面積の広さも違っているわけですね。

では、この広さについてはどうされるのか。先ほど事前のレクのときのお話させていただきましたが、大臣の口から御答弁をいただきたいと

お願いを申し上げます。

国務大臣（小坂憲次君） 認定こども園におきます施設整備の面積要件につきましては、総合施設モデル事業評価委員会の最終まとめにおきまして、園舎、保育室、運動場の広さについては、基本的には幼稚園、保育所の双方の基準を満たすべきと考えられるが、既存施設が総合施設になることが困難とならないように対応が必要であるとされたところでございまして、これを踏まえまして、国の指針において、具体的には、ゼロから二歳児につきましては保育所に必要な運動場及び保育室の面積を確保する、また三歳から五歳児につきましては、幼稚園的教育と保育所的保育を一体的に提供することから、園舎、保育室、運動場について学級を単位とした幼稚園基準と子供を単位に規定をいたしました保育所基準の双方を満たすことを原則とし、また既存施設の転換が困難とならないように、既存の幼稚園や保育所が幼保連携型の施設に転換する場合には、幼稚園又は保育所のどちらかの基準を満たせば認定可能とするなど、柔軟な対応を認める予定でございまして。

こうした柔軟な対応を認める一方で、教育、保育の内容についても国の指針でしっかりと規定をし、質の確保が図られるように努めてまいりたいと考えます。

また、幼保連携推進室につきましては、今日はまだそれぞれの省庁に所属をいたして、辞令をもらっておりませんが、幼保連携になりました場合には、厚生労働省、文科省両方の、何と申しますか、辞令を交付いたしますので、そのような立場からより一層、質問取りに伺ったときに、出たようなそごのないように努めさせるつもりでございまして。

委員長（中島啓雄君） 林君、簡潔に。

林久美子君 はい、分かりました。もう時間も来ておりますので。

要は、今の大臣の御答弁は、例えば保育所型こども園に保育に欠けない子供たち、いわゆる幼稚園部分として子供たちが入ってきた場合には、本来であれば幼稚園の基準である広さが必要だけれども、転換をスムーズにするために保育所基準である一・九八平方メートルを満たしていればいいということなんだと思います。要は、実態は緩い方に合わせられているわけですね。転換をスムーズにするように、それも大事かもしれない。だけれども、子供たちの教育、保育の質が低下をすることがあってはならないんだということを強く申し上げたいと思います。

いずれにしても、これらの施設がその母体を何にするかによって随分と異なる側面で違うということは、もう既に大臣、皆様よく御存

じであると思います。私は、どうしてもこれが子供たちのためになるとは思えない。ですから、どうか柔軟に課題というのに対しては前向きに対処いただきたいということをお願いを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました